

(仮称)川西市使用料、手数料及び負担金等の算定、
見直しに関する基準(案)

令和2年8月

川西市

1．はじめに

様々な行政サービスのうち、使用料、手数料及び負担金等として利用者（受益者）から徴収するものは、そのサービスを特定の人が利益を受けているという前提から、地方自治法に基づき、その受益の範囲内で行政サービスの対価として徴収するものである。

本市における使用料、手数料及び負担金等については、これまで統一された基準がなかったため、市の類似施設の算定方法や近隣の地方公共団体との比較などを参考にして、施設ごとに料金設定を行っていた。また、社会経済情勢の変化に伴う物価変動や消費税率が改定されている中においても、定期的な見直しを行うことなく長年据え置いた状態となっていた。

一方で、本市における財政運営の基本原則を定めることにより、市政運営の基盤となる健全な財政運営を自律的に行うことを目的とした川西市財政健全化条例が令和2年4月1日から施行され、条例の中では、使用料、手数料及び負担金等について、受益と負担の均衡、経済情勢等を考慮し、随時見直しを行うことが定められた。

こうした背景を踏まえ、今後は統一的な基準に基づき算定根拠を明らかにして、定期的な見直しを図ることで、適正な料金設定を行っていくことを目的として当該基準を策定する。

2．基本的な考え方

（1）当該基準の位置付け

この基準は、財政健全化条例第8条に基づき、当該条例の基本理念に則り、規律ある財政運営に資するため、使用料、手数料及び負担金等の算定、見直しに関する基準を定めるものである。

（2）受益と負担の公平性

使用料、手数料及び負担金等の算定にあたっては、利用する市民と利用しない市民の均衡を考慮し、受益と負担の公平性を確保する必要がある。

（3）透明性の確保

当該基準を公表し、算定根拠を明らかにすることで、受益者負担の適正化と透明性を確保する。

（4）適切なコスト管理

サービスの提供を行う行政側においては、常に効率的で適切なコスト管理や施設運営を図り、市民の理解が得られる料金設定への努力を行わなければならない。

（5）定期的な見直し

一度設定した利用者負担については、社会経済情勢の変化や技術革新、民間施設・サービス提供状況、市の総合計画等を反映するため、定期的な見直しを行う必要がある。

3. 使用料の算定方法

(1) 算出方法

【専用使用の場合】

$$1\text{使用枠あたりの使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合} \times \frac{\text{使用枠数}}{\text{年間利用可能枠数(1)} \times \text{基準稼働率(2)}} \times \frac{\text{使用面積}}{\text{貸室等総面積(3)}}$$

【専用使用がある貸室の個人使用の場合】

$$1\text{使用枠あたりの使用料} = \text{現行使用料} \times \text{改定率(4)}$$

- (1) 休館時間や休館日を除く、施設の年間利用可能枠数
- (2) 受益者負担の公平性を確保するため、基準となる稼働率を80%に設定
- (3) 施設の共有部分を除いた貸室等に係る総面積
- (4) (【専用使用の場合】で算出した1使用枠あたりの使用料 / 現行使用料) × 100

(2) 原価について

【原価に含む主な費用】過去3か年決算の平均額(3年未経過の場合、直近決算額等)

分類	項目	説明
人件費	給料、職員手当、共済費など	サービス提供や施設を維持管理するための業務に直接従事する職員および会計年度任用職員などの人件費
物件費	需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費など
	役務費	通信運搬費、手数料、保険料など
	委託料	施設の管理委託料など
	使用料及び賃借料	機器のリース料、土地の賃借料など
	備品購入費	施設の管理運営に関わるものなど
減価償却費	減価償却費	建物取得時等に要した支出額を耐用年数で除して年度毎に配分

【原価に含まない主な費用】

原価に含まない費用	理由
土地の取得に要した費用	土地は施設の廃止後も市の資産として残り、原価を将来に渡って費用配分する減価償却の考え方に適さないため、対象外とする。

災害等により一時的・臨時的に要した費用	災害等の特殊事情により一時的、臨時的に要した費用は、通常のサービスを提供するのに直接関連する費用ではないため、対象外とする。
---------------------	--

(3) 受益者負担割合

施設等の使用料について、施設及びその施設に係る行政サービスの種類は多様であり、行政関与の必要性が高いサービスから、民間においても類似サービスを提供しているものまで、その施設の性質によって料金設定を行う必要がある。

ア 施設の性質ごとによる負担割合

施設の性質や設置目的等を踏まえたうえで、「日常生活上の必要性」と「民間による提供の可能性」に応じた受益者の負担割合を設定する。

「日常生活上の必要性」

日常生活上の必要性において、必需的なものと選択的なものの程度によって分類する。

必需的とは、市民が日常生活を営む上で必要となる生活水準を確保するために利用する施設

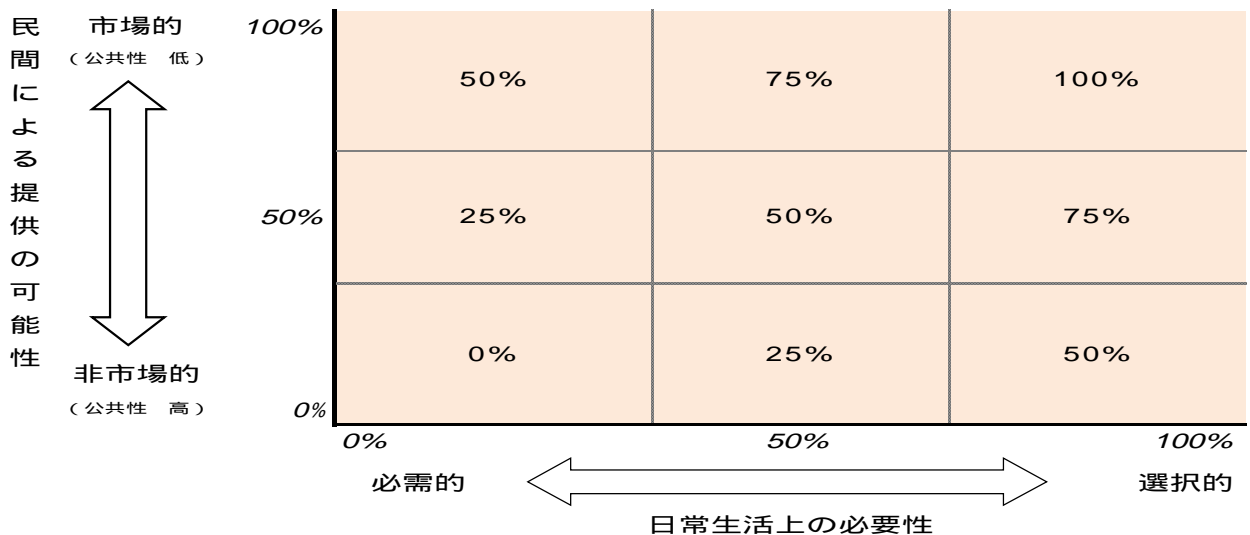
選択的とは、日常生活をより便利で快適なものとするため、個人の価値観に応じて、選択的に利用する施設

「民間による提供の可能性」

民間による提供の可能性において、市場的なものと非市場的なものの程度によって分類する。

市場的とは、民間による提供が期待できる施設

非市場的とは、民間による提供が困難な施設



イ 目的外使用における負担割合

それぞれの施設における設置目的以外の目的で施設を使用する際の負担割合については、施設の性質や設置目的等から外れるため、「日常生活上の必要性」と「民間による提供の可能性」に応じた受益者の負担割合ではなく、受益者負担割合を100%とする。

(4) 端数処理

原則10円未満は四捨五入し、1円単位は扱わないこととする。

(5) 収入と徴収コスト

料金収入と料金徴収コストを比較して合理性がある場合は、使用料を無料とすることを検討する。

(6) 利用者区分による料金設定

受益者負担の公平性を確保することが原則であるが、市民を優先させることや利用者の分散を図る観点から、必要に応じて以下の利用者区分等により料金設定を検討する。

ア 市外在住者

イ 夜間・曜日別

ウ 個人・団体

エ 大人・小中学生等

(7) 事業推進の視点による料金設定

総合計画、総合戦略によって市の重点的取組みとして施設を活用する場合等は、事業推進の視点から料金を設定する。また、近隣市や民間施設の料金と比べて使用料が著しく高額になる場合は、使用料の増額を抑えると同時に運営コストの削減に取り組む。

(8) 基準の対象外とするもの

それぞれの施設の設置条例において定めている使用料は、基準に基づき料金の算定を行うが、別途法令等により金額や算定方法等の考え方が定められている場合など、統一的な基準による算定が適当でない場合は、個別に使用料を設定する。

4. 手数料の算定方法

(1) 算出方法

$1\text{件あたりの手数料} = \text{原価} (1\text{件あたり人件費} + 1\text{件あたり物件費})$
--

(2) 原価について

【原価に含む主な費用】過去3か年決算の平均額(3年未経過の場合、直近決算額等)

分類	項目	説明
人件費	給料、職員手当、共済費など	申請書等の受付から諸証明書等の交付・料金受領までの実作業に要する職員および会計年度任用職員などの人件費
物件費	需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費など
	使用料及び賃借料	機器のリース料など
	委託料	役務の提供のために要する業務委託料など

(3) 受益者負担割合

手数料は、サービス利用者からその役務の提供のために要する費用を徴収するものであり、この役務の提供は、利用者個人の必要により生じるものであることから、その受益者の負担割合は、原則100%とする。

(4) 端数処理

原則10円未満は四捨五入し、1円単位は扱わないこととする。

(5) 算定の対象外となるもの

法令等で標準額が示されているもの、県条例や他市町と協調しているもの及び算出方法による積算による手数料設定が適当でないものは算定の対象外とする。ただし、その場合でも原価算出と手数料設定に乖離がある場合は、処理方法を見直すなど必要な取組みを行う。

5. 負担金等の算定方法

負担金、分担金等については、個別の事務事業ごとに、使用料および手数料の算定方法に準じて適切な負担額を算出し、負担を求めるものとする。

6. 減免の取扱い

(1) 減免の考え方

これまでの減免制度は、障がい者などへの配慮をはじめ、福祉・地域住民団体などの活動の支援・社会参加の促進等の観点から一定の効果を挙げている。

しかし、減免に相当する負担は公費で補うことになり、受益と負担の公平性を確保する観点から考えると、特例的な措置として適用を限定するものである。そのため、真にやむを得ないもの

に限定するという考え方のもと、見直すこととする。

ア 使用料

障がい者が使用する場合を原則として、施設ごとの目的を考慮し設定する。

イ 手数料

手数料条例に基づき減免する。

(参考) 川西市手数料条例第6条

一般に周知の必要がある文書を閲覧に供するとき。

国又は地方公共団体から公務上の必要により請求があったとき。

市長において手数料を納付する資力がないと認める者から請求があったとき。

法令の規定により無料で証明することができることとされているとき。

行政不服審査法第11条第2項に規定する審査員又は同法第81条第1項に基づき設置される機関が、川西市手数料条例第2条第4項に規定する手数料に関して特に減額し、又は免除する必要があると認めるとき。

市長が手数料を減免する必要があると認めるとき。

(2) 減免の公表

減免は形を変えた補助金であることから、補助金の見直しを行う際にあわせて見直さなければならぬこととし、減免を実施したものは補助金と同様に透明性を確保するために公表する。

7. 見直し期間等の設定

(1) 時期

事業推進の視点による料金設定を反映するため、総合計画・総合戦略の改訂に合わせて実施する。ただし、消費税率改定などによるものは例外としてその都度改正を行う。

(2) 見直し方法

見直しを行う際は、各算定方法によって適切な算出により各料金の再設定を行う。

(3) 激変緩和措置

料金の改定にあたって、改定後の料金が改定前の料金に比べ大幅に上昇すると利用者の活動計画等に大きな影響を与えるため、激変緩和措置として、料金改定率を150%とする。

(4) 負担の安定

利用者負担の安定化として、改定前後の料金の増減率が10%以下であれば現行料金を継続する。